

住 民 監 査 請 求 の 手 引

【目 次】

- Q1 住民監査請求って何ですか？
- Q2 監査請求はだれができるのですか？
- Q3 監査請求の対象となるのはどんな事柄ですか？
- Q4 1年以上経過していても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか？
- Q5 監査請求はどのような方法をするのですか？
- Q6 請求書は、どのように作成したらいいのですか？
- Q7 住民監査請求の手続はどうなっていますか？
- Q8 監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか？

Q1 住民監査請求って何ですか？

地方自治法第 242 条により、須崎市民の方が、監査委員に対し、須崎市の財務に関する行為について監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

制度の目的は、市民の方の請求とこれに基づく監査により、須崎市の財政面の適正な運営確保と市民全体の利益を守ることです。

Q2 監査請求はだれができるのですか？

請求できるのは、須崎市の住民(須崎市内に住所を有する方)です。

須崎市内に所在する法人も監査を請求することができます。

Q3 監査請求の対象となるのはどんな事柄ですか？

1 住民監査請求の対象となる行為の主体

地方公共団体の長、委員会、委員、職員

※職員とは、市長、議員を除く市の全ての職員で、一般職、特別職を問わず、また、市長部局だけでなく委員会等の全ての職員です。

2 住民監査請求の請求対象となる行為(財務会計上の行為)

- ① 違法又は不当な公金の支出
- ② 違法又は不当な財産(土地、建物、物品など)の取得・管理・処分
- ③ 違法又は不当な契約(工事請負、購買など)の締結・履行
- ④ 違法又は不当な債務その他の義務の負担(借入れなど)
- ⑤ 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

上記の①～④は、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。これらの行為の日から 1 年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。

Q4 1 年以上経過していても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか？

正当な理由があると認められる場合は、次のような場合です。

- 1 天災地変などにより、監査請求をすることが不可能であった場合
(病気などの個人的な事情は、正当な理由とは認められません。)
- 2 相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて行為や事実を知ることができなかった場合で、その行為を知ってから相当の期間内に監査請求しているとき。

1 年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

Q5 監査請求はどのような方法ですか？

所定の書面(Q6に掲載)を作成して行うこととなります。

請求の際には、違法または不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。事実証明書の例は、公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事の写しなどです。

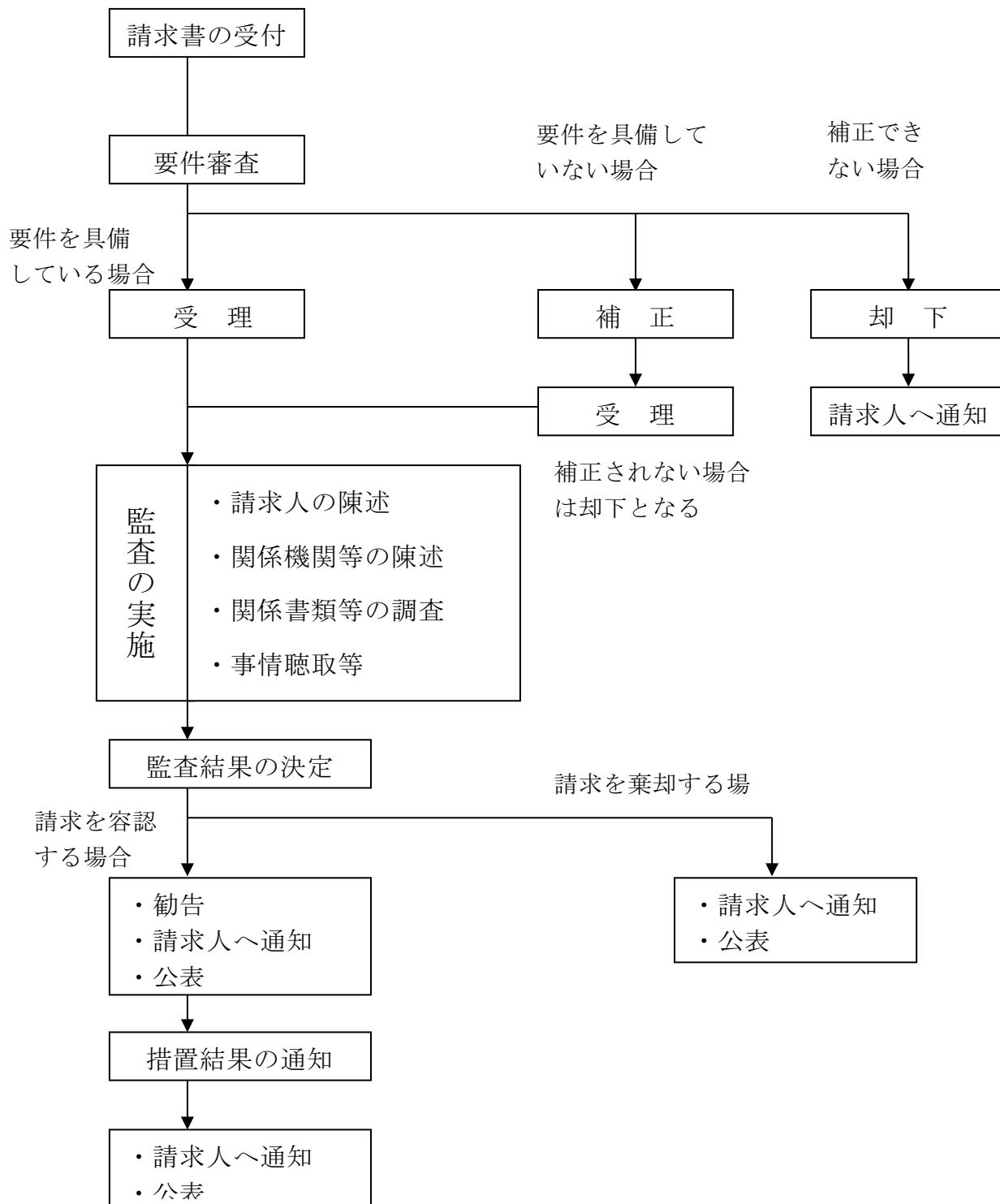
Q6 請求書は、どのように作成したらいいのですか？

請求書の様式及び記入例は、5～6 ページに添付。

Q7 住民監査請求の手続はどうなっていますか？

(1) 請求後の手続

請求後の流れは次のとおりです。



(2) 監査の期間

監査委員は、請求を受け付けてから 60 日以内に監査を行わなければなりません。

Q8 監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか？

請求書は、須崎市監査委員事務局に直接書面を持参するか、または郵送してください。
なお、郵送の場合はご連絡先(電話番号)をご記入願います。

住所	〒785－8601 高知県須崎市山手町 1 番 7 号 須崎市監査委員事務局
電話（直通）	： 0 8 8 9 － 4 2 － 6 5 9 1

(記入例)

須崎市職員措置請求書

1 請求の要旨

次の事項について記載してください。

- 誰が(請求の対象職員)
- いつ、どのような財務会計行為を行っているか
- その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- その結果どのような損害が市に生じているのか
- どのような措置を請求するのか

2 請求者

住所

職業

氏名 (自署 印)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

須崎市監査委員(あて)

(注)縦書きでも差し支えありません。

須崎市職員措置請求書

1 請求の要旨

2 請求者

住所

職業

氏名 (自署 印)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

須崎市監査委員(あて)